

出荷制限指示後の管理の考え方

－ スズキ、ニベ、ヒラメ －

茨城県海域のスズキ、ニベ及びヒラメの出荷管理については、市町村、茨城沿海地区漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県内の漁業者に対し、茨城県海域で漁獲したスズキ、ニベ及びヒラメについて一切の出荷を行わないよう指導する。

2 流通対策

県内の卸売り市場等に対し、出荷制限が指示されている茨城県海面で漁獲されたスズキ、ニベ及びヒラメを扱わず、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを指導する。

3 遊漁対策

県内の遊漁船業者に対し、茨城県海域においてスズキ、ニベ及びヒラメを目的とした案内を行わないよう指導する。

出荷制限指示後の管理の考え方 — ギンブナ、アメリカナマズ —

ギンブナ（養殖を除く。以下、同じ。）及びアメリカナマズ（養殖を除く。以下、同じ。）の出荷管理については、関係市町村及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者及び遊漁者対策

関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ギンブナ及びアメリカナマズの出荷制限（アメリカナマズの駆除並びに霞ヶ浦及び北浦内の養殖用の種苗供給を除く。）が指示された霞ヶ浦及び北浦（流入河川を含む。）においては、①所属組合員にギンブナ及びアメリカナマズを出荷しないように指導するとともに、漁獲又は採捕した場合にはその場で放流するよう周知する。②当該水域における遊漁者に対し、ギンブナ及びアメリカナマズを採捕した場合には、その場で放流するよう現場で注意喚起を実施するとともに、ホームページ等への掲載や遊漁券の販売を通じ、周知することを指導するとともに、必要な周知を図る。

2 流通対策

関係事業者に対し、出荷制限が指示されているギンブナ及びアメリカナマズを扱わない（アメリカナマズは駆除及び霞ヶ浦及び北浦内の養殖用の種苗の入手を除く。）こと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを指導するとともに、流通拠点の巡回指導を行う。